

第三十回国会 衆議院 商工委員會議録 第二十五号

昭和三十四年三月六日(金曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事加藤 敏造君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

新井 京太君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 大倉和一郎君

始関 伊平君 関谷 勝利君

野田 武夫君 細田 義安君

前尾繁三郎君 渡邊 本治君

板川 正吾君 内海 清君

大矢 省三君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 堂森 芳夫君

中嶋 英夫君 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次 中川 俊思君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(企業局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 日高準之介君

(通商局振興部 長)

通商産業事務官 川原 英之君

(企業局産業施 設課長)

専門 員 越田 清七君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

工場立地の調査等に関する法律案

(内閣提出第一三三三号)(參議院送付)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

参考人出席要求に関する件についてお諮りをいたします。天然ガスに関する件の調査の必要上、新潟地区地盤沈下の問題について、学識経験者または利害関係の代表の方等に、来たる三月十七日参考人として御出席願ひ、種々御意見を承ることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次に、ただいまの参考人の選定等についてお諮りをいたします。委員長の御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

暫時休憩いたします。

午前十時四十七分休憩

午前十時五十二分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

小売商業特別措置法案、商業調整法案、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案、輸出品デザイン法案、並びに工場立地の調査等に関する法律案の五案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。中嶋英夫君。

○中嶋委員 工場立地の調査に関する法律案に対して質問をいたします。今回上程されました本案は、非常に時宜を得たものと思はれるのであります。

が、法案の内容よりも、むしろこの法律の裏づけとなるものについて若干質問をお許し願ひたいのであります。

御提案の趣旨から伺いますと、資料の提供と、そして工場分散化というところに力点を置かれておられるようでありますが、しかし、資料の提供、助言等の場合において、各般の条件について十分なる配慮が行われてなければ、ただ機械的に単なる工場誘致の地方運動に同調するだけであつては、いろいろ問題が将来禍根となつて残る場合もあり得ると思ひます。

また資料の提供の際の助言という問題も、単に工場の採算の問題だけではなくて、社会的な諸問題に対して、わが国の産業がその社会性をどれだけ発揮するかという、そういう関連についても十分なる配慮がなければならぬと、このように考えるわけであります。

そういう点から、二、三の問題について御質問いたします。

まず第一に、最近問題になつております公害に関する点について、どういうお考えをお持ちなのかということであります。

御存じのように、公害問題は、まさに水質汚濁の問題で種々論議があり、対策が講ぜられたわけでありますが、単に汚水の問題だけではなくて、最近煤煙、塵埃あるいは騒音、振動、ガス、こういった害が相当問題になつております。

特にある工場地帯においては、一日に百トンの塵埃が平均して降つておるといふようなデータも実際に現れておるわけであります。

これは、現在地方の自治体、あるいは各大学等においても相当研究が進みまして、神奈川県等においては、大気汚染の問題ということで、気象関係までも含めての相当濃密な調査がされておるようですが、これらの公害問題に対する政府当局の現在までの熱意の入れ方というものは、非常にまだ希薄であるといふことが言ひ得るわけであります。

たまたま神奈川県のように、自前で調査費を出せるところ、こういうところは相当進んでおりますが、いまだ関西方面に参りますと、その県の商工部長さんが、公害問題についてどのようにお考えになりますかと問はれるわけに、質問に対して、大阪は、昔からむしろ煙があるといふことが誇りなんだ、煙都、煙の都という表現が新聞等にも現れておるやうに、むしろ誇りなんだ、煙があることが、民のかまどと同じやうな意味で、この町の産業が発達している証拠なんだから、こういうことであまり公害問題というのを騒ぐのは、むしろ産業の発展上問題があるのではないかと、こういうやうなことを、私は二、三年前に伺つたことがあるのであります。

確かに産業革命後のイギリスにおいて、煤煙はその都市の市民のスーブだといふ表現があつたといふことは、相当広く伝えられております。しかし、今ではこの煤煙の問題について、技術

的なきめ手がないわけではなくて、技術的なきめ手がある。電気集塵機等の発達によつてきめ手がある。問題は、資金的なきめ手が今のところ不十分である。たとえば資本金百万円の工場に、煤煙問題の解決のために、技術的なきめ手があるといふので、電気集塵機を設置しろ、こう言ひましても、その価格が一千万円では、その会社は作業者をやめろといふことと同じ意味になつてくる。こういう問題等から問題が困難だといふことで、さきに厚生省等において大気汚染に対する法律案の準備があつた場合に、通産省はこれに反対をする。しかもその場合に、経済団体の方の反対声明が先になつておるといふやうなことは、工場地帯における住民に非常に疑惑を持たれ、あるいは不満を買つておるといふことは、御存じであらうと思ひます。

こういふところから、公害の問題の場合に、単に工場の分散をすることによつて、公害発生の事業所が地方にいくので、それで解決になるのだといふ考え方は問題だと思ひます。現状において問題があるわけでありまして、工場立地というものは、新しい工場を作るといふばかりでなしに、既存の工場地帯において立地条件が、いわゆる経済上の立地条件だけではなくて、社会的な立地条件をまじえた意味においての立地条件を整えるという、こういう積極性がなければ、私は工場立地の調査といふものは、不十分なものに終つてしまふと思ひます。単に地方における工場誘致運動に

きたえるだけ、あるいは単に会社工場に対するサービス機関ということで資料提供に終る、こういうものであつてはならないと考えるわけです。こういう点、積極的に、既存の工場地帯における現下の立地条件の中に欠くるものは何か、それは単に経済上の問題だけでなく、採算上の問題だけではなくて、公害の問題その他を含めた社会的な諸問題を含めて、立地条件として満足すべき状態にするにはなおこういう施策が必要である、こういう対策が必要である、そういう積極的なものを企図せられておるかどうかが、今後この法律ができましたあとで、そういう点まで積極的に考えますと、それ相応の予算なりスタッフなりというものが必要であらうと思ひますので、その点をまづ伺つておきたい。

二番目にお伺ひしたいのは、今申し上げた幾つかの社会的な諸問題を含めた条件の具備ということの中に關係があるのではありませんが、いわゆる適地というものは、地理的な諸条件、いわゆる自然条件、あるいは用水問題とか輸送問題、こういう問題は、提案説明の中でも触れられておりますけれども、雇用問題との關係はどうなるのかということでもあります。たとえば現在横須賀方面における離職者の対策の問題については、相当その地区の自治体におきましても問題になっておりますし、この点については、通産省その他よく事情は御存じの通りであります。こういう地区における離職者がたくさんあるところにおける工場の誘致運動というものは、特別に考えていかなければならぬと思うのであります。確かに農村方面、あるいは地方の漁港等を改修を

いたしまして工場地帯を造成する、その近辺から安い賃金で雇用者を得られたいというそういう採算上の感覚というもの、私は、私は事業者の側にはあると思ひます。しかし一方都会、工場地帯の近くにおります中学卒業生と、農村地帯、漁村地帯における中学卒業生は、同じ課程を経たとしても、おのずから周囲、環境からの影響として、科学的な感覚というものは、やはり一段前に出ていると思ひますのであります。高校卒業生にしてもしかりと思ひますのであります。こういう關係を考えますと、横須賀地区における離職対策の問題と、武山あるいは追浜地区における既存の工場地帯、これが用水の問題その他いろいろ条件が十分だということから、いまだ全的解決を見ていないわけでありますが、こういう問題に対してはどういう施策を施せばいいのかという、事業者に対する側の助言だけではなくて、その地区における、あえて横須賀に限りませんが、ある団地を指定する場合も、その地区の地方自治体なり、その地方自治体と關係のあります中央における自治庁あるいは建設省、運輸省等に対して、あの地区はこういう条件をなお加えるならばつばな工場適地となる、こういう助言が、事業者の側だけではなく、關係各方面に対する助言というところまでいき得るのかどうか、こういう点についてどのようにお考えになっておりますか。

おそれるから工場適地を探しました、やはり現状にして完璧というものはないと思ひます。そういう点を、単にあそこよりここがいいでしようという事業者の側に対する助言だけで事を済ませたのでは、適正な工場配置という国土計画と結びつくところの工場の分散化というものは、あり得ないと思ひますのであります。こういう点についての御見解等もお伺ひしたいと思ひます。以上二点についてまず御答弁をいただきたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話のごさいました、煤煙その他公害との關係は、工場立地の際に非常に重要な項目であることは、御指摘の通りでございます。その中でも特に大きな、いわば社会問題にまで大きく取り上げられました。一応法律的な態勢が整つて参つたことも御指摘の通りでございますが、煤煙その他につきましても、この問題がそれぞれの地方によつて大きな問題であることは、私どもも十分承知いたしております。かりにその中の煤煙の問題につきましても、従来におきましても、たとえば鉾山というところの煤煙で、特にその鉾害の程度の非常に高いものについては、当然鉾山保安法その他でその取締り態勢は一応できておるわけですが、現状では、そういう極端な場合だけでなくして、だんだんと工場がある地域に集中して参りますと、煤煙の問題は、非常に大きな問題になって参つたことは御指摘の通りであります。ただこの煤煙の問題につきましても、今申し上げますように、たくさん工場の集積に集まつて、それが総集計で非常に大きな問題になるというふうな状態にある關係から、その因果關係を明白に突きとめることが、なかなかこの工場のどの責任というところが非常に突きとめにくいというふうな事情で、とかく問題がおろ

そかにされがちであつたと思ひます。しかし最近におきましても、御承知のように、たとえば新鋭火力発電所がでますような際には、これは今お話のごさいましたように、技術の面でも、あるいは資金の面でも、その他十分それを解決し得る条件が整つておりますので、そういう比較的恵まれた場合にだけ現在被害の問題、煤煙問題も大体解決済みの方向にあると思ひますが、全体としては、今御指摘のように、今なおこの問題は非常にむずかしい、また調査その他で十分検討しなければならぬ段階に現在置かれておると思ひます。しかし、これをなおざりにするわけでは決してございせんので、今回のこの法律施行の際にも、当然この点は重要な問題として、この運用の際にも取り上げていきたいと考えてございす。この中で求めております立地条件の調査項目の中に、その中の大きな重要なファクターとして、予想される煤煙その他の産業公害の問題も調査項目として十分調査をしなければなりませんし、またこの法律に基きまして、指定地区内における既存の工場から報告をとり得るような規定になっておりますので、その際にも、既存の工場が、現実自分自身の工場と關係で、排水のみならず、煤煙その他の公害問題でどんな苦勞をしているか、悩んでいるかという点も、当然報告をしてもらわなければなりません。あわせて、そのようなことから、立地条件の問題に公害の問題をできるだけ取り上げて参りたいというところは、当然のわれわれの気持ちでございます。

それから第二の点といたしまして、工場適地を探す場合に、単に自然条件

だけではなくして、それ以外の、たとえば労働力であるとか、あるいは離職者対策であるとか、その他社会的な条件もあわせて考えるべきであるという御指摘でございますが、これも、私も当然そのように考えます。もちろん一般的に申しまして、企業が自分の工場立地を求めます際には、当然そこにとどのようない工場にとつて最も大切な労働力がどういふふうに分得られるだろうかということを、企業側としても当然考えるだらうと思ひます。これも、もちろん工場立地の重要なファクターであることは、申すまでもないのであります。しかし、ただその程度だけでは、まだ十分ではないのであります。今御指摘のございましたように、ある地域にいろいろな事情から離職者が集団的に発生をしておるというふうなところに、工場側も進んで行つていただくように、またこの法律の運用の上からも、そういうところに工場を持つていくように努力すべきではないかという御指摘は、私どもも全く同感でございます。ただこの法律の建前からいいますと、企業が自分の工場立地を求めて最終的に決定するのは、企業自身の判断決定にまかされておる形でありまして、この点も、この法律の運用に当つては、私どもの方でもできるだけそのような点に十分留意をして運用して参るといふことでいくことに相なると思ひます。その点は、十分考えて参ると思ひます。いかなければなりませんし、また地方公共団体との關係におきましても、今御指摘のようない離職者対策等は、今お話のございました、たとえば駐留軍労働者等の關係におきまして、それに最も関心の

深いのは、その現地の地方公共団体であらうと思ひます。その地方公共団体との関係におきましては、この法律運用の建前から申しますと、その立地条件の調査を、地方公共団体に委託して調査をやっていただくことになつております。そういう意味から、地方公共団体の最も関心の深いそのような点について、公共団体も十分意見を出してもらへると思ひます。私ども、そのような点を十分配慮して、法律の運用をやつて参りたいというふうに考へております。

○中嶋委員 今公害の問題で、公害の発生が果してどの工場なのか、工場地帯においては密着してゐるので、その総合計として被害が起きており、その判別が困難であるという御見解がありましたけれども、私どもの調査におきましては、大体突きとめることができる。その試験、あるいは煤塵の分析等によつてほとんどわかつておる。現にその工場の石炭の使用量とか、そういうものでもわかる。あるいは最も単純な方法であります、煙の濃度の判別によつても、度数等の位づけをしてわかつてゐるわけでありませう。そういう地区があるのですが、この法案並びに提案の趣旨から受けた感じは、何となく調査地区の選定に當つては、當分の間は既存の工場地帯ではなくて、むしろ地方の漁港とか、あるいは水の便利のいい場所とかいう分散化の方法で調査地区を選定されておるのではなからうか、こういう感じがするわけでありませう。もちろん法案が通らないうちから調査地区を考へておるのだということは、あるいは疑義のある、問題のあるところかもしれないと思ひます。

けれども、少くとも方向として、既存の工場地帯をも当面考へておるというふうに理解されていいのかわからず、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 御承知のように、既存工場地帯にますます工場が集中する傾向にあつて、そのために立地条件の整備がますますむづかしくなつていくという傾向は、御指摘の通りでありまして、この点は、今後の工場立地条件の整備の際に非常に重大な問題であると思ひます。現在私どもの方でやつております関係で申し上げますと、いわゆる四大工業地帯を中心として、既存の鉱工業地帯におけるいわゆる産業立地条件の整備が、これは経済企画庁を中心として設けております鉱工業地帯整備協議会を連絡機関といたしまして、ここに公共事業費による産業立地条件の整備を関係各省相議をしながら進めていっております。大体これが施策のむしろ中心になると思ひます。しかし現実の問題といたしましては、既存工業地帯のその周辺に、全くの新工業地帯が伸びていくという傾向は非常に著しい傾向であります。その既存の工業地帯の周辺に伸びていく工業地帯について、また同じような、先ほど御指摘の公害問題でありますとか、あるいは輸送問題でありますとか、そういうむづかしい立地条件の整備がいわば無意識のうちには、知らぬ間にまた問題を起すということでは、非常に困るわけでありませう。そういう意味で、今回のこの調査地域の選定に當りましては、既存工業地帯でも工場が入れる余地のないところは、これはむしろ既存工業地帯に対する立地条件整備とい

うもので参らなければならぬと思ひます。しかし、その周辺に工業地帯が伸びていくことに對しては、やはり當然この法律の運用に當つて、考へながら今の立地条件整備に將來禍根を残さないようにといふことを考へて参らねばならぬのであります。全くの新天地といふことだけを指しておるわけでもなければ、単なる分散化だけをねらつておるわけでもない。この辺はあわせて考へて参らねばならないと思ひます。

○中嶋委員 すでに工場の用地を発見できないという地域というものは、私には實際にないと思ひます。たとえば京阪神におきましても、あるいは京浜工業地帯におきましても、あるいは北九州の工業地帯におきましても、今埋め立て、造成という形において工場地帯の造成の活動が非常に進んでおるわけでありませう。現に神奈川県におきましても、最近川崎方面において百五十万坪の埋め立て工事が進んでおります。横濱市においても、数十万坪の埋め立ての計画が最近漁民との話し合いがついたという状態でありませう。ここで私は、一つ考へてもらふなければならぬのは、たとえば神奈川県におきましては、川崎市の土地の造成の経費は、一坪当たり大体六千円から七千円、そして土地ができて上つて家屋、会社、工場にこれを売却する場合に、もう売却をしてほしいといふ、分譲をしてほしいという工場の申し込みは非常に多くて、激しい競争が實際には行われておる。そして結果は、坪当たり幾らでこれを分譲したかと申しますと、約一万一千円前後、そうすると坪で約四千万から五千万というものは完全にもう

かつておる。そのもうかつた金額が、今言つた公害問題の解決とか、なおこの工場地帯を、現に既存の工場地帯が適地であるという条件を確保するための、諸般の社会的な諸条件からくるところの工場立地の完備という方向には使われていない。現にこの県においては、最近シルク・センターなる会館を作りまして、このためには、初めは農林省との関係で見返り資金などを期待しておつたのであります。結局これはだめになりまして、結局シルクによつて横浜港を復興するんだという知事の方針は、結果的には、県の財政の中から七億円の巨費を投じて、無理やりにつち上げらる。竣工式をやつて万歳をやつたけれども、希望者がほとんどない。がらがらで、ローラー・スケート場にももしよるかという話なんです。しかも上層の四階以上はホテルに使つておる。こういう状態でありませう。おそろしくこの七億円の予算をどういう形に使へるといふことは、よその府県の逼迫している財政を持つてゐる知事さんや県の議員の方々にとつては、もうよだれが出でしよるがないという条件だらうと思ひます。そしてその既存の工場地帯において、煤煙は今でも一日百トンずつ降つておるといふ状態、しかもこの工場地帯における学童に対する被害の状態を調べてみますと、明らかに工場地帯における学生生徒、小学校、中学校の生徒の全員の調べをしてみますと、目の病氣において、鼻の病氣において、のどの病氣において、鼻の病氣において、どの病氣においても、県下の總平均の三倍、四倍、多いのは十何倍という罹患者の数が出ておるわけでありませう。極端な場合は、トラホームや結膜

炎などは、千人を調べまして百人をこえる罹患者がある、こういう状態でありませう。教育委員会等で、学校衛生の面に対して相当力を入れておつてなおそういう状態、しかもその工場地帯の次に続く地帯、私は東京の山の手方面もそうだと思うのであります。こちらの方は、煤煙の影響は受けてないから、私どもの子供は大丈夫と思つたら大間違いであります。煤煙の多いところは、目に入つて目を傷つける、目の病氣が確かに多い。ところがだんだん離れて参りますと、こまかい煤煙は大氣の中に浮遊しますから、相当遠くの地帯に参ります。こういうこまかいものは目に入つても害はない、しかしのどに入つた場合は、かえつて害が多い。というのは、大きなものでありますと、せきをするとか、くしゃみをするとか、たんをするとかいうことで、人体のおのづから排泄する作用を持つておるわけでありませう。あまりにも微細になつて参りますと、せきをする刺激もない、たんをするほどの刺激もないといふことから、實際には、神奈川県から約四十キロあるいは二十キロという地帯の方で、学童の場合においては、咽喉あるいは鼻の病氣が非常に多いという結果が出ておる。これは非常に重大な問題だと思ひます。これは非常に重大な問題だと思ひます。ですから、私は工場地帯の造成はけつこうだと思ひますが、造成をし、工場を誘致し――あの辺に誘致しなくても殺到するのですから、しかもこれは、私企業ならば大へんなものであります。坪七千円で埋め立てができて、一万一千円に売れるのですから、四千万のもうけです。百万坪ある

いはそれ以上のものを埋め立てていくんですから、大へんな利益がある。もちろんそれには、道路の舗装とか、あるいは工業用水の問題とかにも費用は使ひでありましようが、関係住民に対する福祉という問題について、十分の配慮が行われていない。従つて私は、必ずしも集中不可とは申しません。問題は環境に対する対策を十分して、集中しておるといふことは必ずしも不可ではない。ただ地方産業の発達の意味から、私はむしろ分散の必要があると思う。煤煙がうるさいから地方に行くんだというのでは、問題の解決にはならない。こういうことから、いまだしく通産省当局においても煤煙、塵芥の問題、あるいはその他騒動、騒音の問題等について注意を深めていただきたい。単に煤煙というのとはなかなか原因が把握できない、捕捉できないというふうなことでなく、もうできるよりになつておる。しかも煤煙の発生状態に対する技術的な対策も進んでおるし、また煤煙そのものを防除する設備も、技術的な面において相当進んでおるわけだ。問題は、今言つた施策が不足、しかも予算の裏づけがない。予算の裏づけのない公害の規制というものは、問題であります。そういう点から、たとえば農村方面において、霜が降つて害があれば補助金が出る。あるいは水が出れば補助金が出る。しかし工場で、そういう害があつて住民が困つておるのに補助金が出ない、こういう片寄つたことはいや、やはりこういう問題についてよほど進んだ対策を考へておらないと、今回提案されました工場立地の調査に対しても、何か私どもは、法律は

できても、その後はどうなるのかという問題が残ると、結果的に空文化するのじやないかというおそれを持つて、賛成したい気持ちもちよつと迷つてしまふということになるわけでありまして、従つて、調査地区の問題については、頭からもう余地がないと思つて、そういう地区は、なお埋め立ての造成、あるいは丘陵を切り開くとかいうことでどんどん造成——工場はほとんどやつておられます。全国おそろくやらない地区はないでしょう。そういうことから、やはり既存の工場地帯も調査地区の重点に考へていく、またこの調査によつて、次に地方に工場適地を発見し、工場ができる場合、私は非常に有力なデータが生まれてくると思う。漁港を改修して工場地帯を作るのだといつても、そういう既存のところのデータがなければ、工場を呼んでみたつて、そうしたところは道路がこわされて、住民は迷惑しておる。煤煙が出て、住民が反対運動を起しておる。工場地帯の住民ですと、半ばあきらめがある。ところが、素朴な農村、漁村においては、素朴なだけに感情的な反対運動になつて問題を起す。それから通産省の御示唆と御助言によつて工場を持つていつたけれども、こういうことになつたんです、どうしてこれかといふことになつたんです、これは、問題が発生して、その場所の局地的な解決だけ追いかけていくというのではならないと思ふ。この際こうした問題に対して、関連法案として厚生省がしばしば企図し、そのたびごとに通産省の反対で困難でつぶれておるところの大気汚染の問題その他の問題についてお考へがあるかどうか。政務次

官もお見えになつたわけですから、その点を伺つておきたいと思ひます。
○松尾(金)政府委員 ただいまお話のございました既成工業地帯についての問題は、私が先ほど申し上げたところをさらに敷衍して申し上げますと、先ほど既成工業地帯について、その産業立地条件整備のために、鉱工業地帯整備協議会という連絡機関でその問題を進めておるといふふうに御説明申したと思ひますが、この関係におきましては、実は三十三年度、本年度、また来年度の予算の案におきまして、本省、地方を通じてある程度の調査費がすでに計上されております。これは、既成工業地帯についても調査を進めるといふことを前提にしておるわけでありまして、さらに本年度五十六カ地点の、先ほど申しました既成工業地帯の周辺を含めた新規開発地点の調査を進めておりますが、その中にも、たとえば四日市でありますとか、播磨でありますとか、世間一般である程度もうすでに既成工業地帯といわれておるような地点についても、やはり調査対象の中に取り入れております。ただいま御指摘がございましたように、一応既成工業地帯でありまして、その周辺の問題のみならず、新たに土地造成をやりながら工業地帯を伸ばしていくという問題が当然あるわけでありまして、その意味で調査対象にもし、また法律の運用の対象にも取り入れていかなければならぬことは御指摘の通りであります。

煙処理の問題につきましては相当程度技術的研究も進んで参つております。しかもその技術の運用いかんによつては、そのような煤煙処理が単なる処理ではなくて、処理の結果、商品その中から相当とることができ、御承知のように煤煙の中からフライ・アッシュをとつたり、あるいは製練所の煤煙の中から硫酸を回収したりといふような技術的に完成したのもすでにごさいます。今後できるだけそういう技術の運用によつて、その問題を解決していくのみならず、さらに広い意味で、環境対策として工場立地を進める際に、あわせてその問題を考へていかなければならないことは御指摘の通りでございます。ただいま補助金あるいは資金というふうな御指摘もございましたが、これは、たとえばすでに法律ができておる排水問題についても、補助金対策というふうなことは、予算措置等の関係でなかなかかひずかしい状態にはございしますが、今後私どもでもできるだけそのような方策をあわせて、この問題の解決に努力して参りたいと思ひます。
○中川(後)政府委員 ただいま御指摘の問題につきましては、局長から答弁をした通りでございますが、しかし大きな問題でございまして、御指摘のうちに、とかないがしろにされがちであつて、今日まで放置されておつたところのものであります。国民保健の面から考へましても、また都市の美観その他いろいろな面から考へましても、はうっておくわけには参りませんので、政府といたしましては十分考へたいと思つております。

な補助金等につきましては、十分今後の推移を見まして、そういうものもできるだけ財務当局と交渉をして、御期待に沿うように持つていきたいという考へを持っております。先ほど来中嶋さんの御意見の中に、こういう点について、厚生省と通産省との間に何か意見の相違があるのかごとき御意見があつたのではないかと申すのでありますが、過程においてはそういうことはしばしばあつたと思ひます。しかしこの法案を出します上におきましては、御案内の通り、各大臣が出席をいたしました閣議の席上で十分話し合ひを進めて、この法案を出しておるのでございまして、その過程においてはいろいろな問題はあつたと思ひますが、結論におきましては、厚生省も了承してくれておるわけでありまして、法案の進行中、あるいは決定をいたしましたから、そういう問題は厚生省との間にあつたといふことは決してございせんから、この点は御安心願ひたいと思ひます。ただいま申し上げました通りのこととでございまして、政府といたしましては、中嶋さんの御意見を十分体して今後に処したいと思ひます。
○中嶋委員 今厚生省との間に意見の食い違ひはないとお話でございしますが、けれども、もちろん今度の工場立地の調査等に関する法律案の提出については、ないと思ひます。ところが数年前——きよりは私資料を持つてきておりませんが、厚生省が大気汚染に関する法案を準備したいということが新聞に出た。それで、これは通産省が反対というならまだいいのですが、その間に一こまある。それは、経済団体がこれに反対だといふ声明を出したということが新聞記事になつて、それから閣議でこれ

が葬られてしまった。通産省は反対である、こういう経過が新聞の上に現われているのです。これは、私は非常に問題があると思うのです。一省が責任を持って法案の準備をしておいて、それが外部の経済団体から反対があつたというのが新聞に出て、それからだめになつた。これを二度ほど繰り返している状態は、非常に好ましくないと、思うのですから、私はその点を申し上げたわけで、なおその新聞の切り抜きは持つておきますので、日にちの経過等もわかっていますから、次会にでもお知らせしてもよろしいし、その点についての当時の情勢を御調査の上で、現在の岸内閣としては、今後そういうことのないようにやってみようというお考えがあれば、この機会に――補助金とは限りませんが、たとえば松尾局長が言われましたフライ・アッシュの問題にしても、硫酸をとるといふ問題にしても、確かにわかっているのだ。ところが相当の費用がかかる。その費用をかければ、結果的には五年、十年の間には、フライ・アッシュが取れば――ここに最近、コンクリート関係が相当変つてきた。たとえば素はだのまのコンクリート構造というものはかえつて美観だという考え方が、建築学会等に現われておる。その地はだをきれいに仕上げるには、貴重なフライ・アッシュである。しかしそのフライ・アッシュを取るにわゆる電気集塵機の装置を作る資金がない、将来はいいかもしれない。こういう場合には長期の、しかも低利な資金を貸し出すという方法も私はありうると思う。こういう点にも数年前から、先輩であられます野田武夫先生からも、すでに当局の方には示唆が

あつたはずであります、いまだに手を離れていない。こういうところに私は問題があると思う。この点について、最近のお考えをお聞きしたいと思ひます。

なお、今の松尾局長の御答弁によると、いわゆる既存の工場地帯周辺というところでお話がとまつておるわけでありました。現に昭和三十三年の鉱工業立地条件の調査の地点というものの中に、たとえば東京の場合において八王子、日野が入つてゐる。しかし現に埋立工事がどんだん豊洲方面で進んでゐる。こういう地区については調査の対象にしてゐない。神奈川県の場合においても、相模原並びに湘南は駐留軍労働者の失業対策との関係において、非常に好的な地点の選定であると私は思うのであります。しかし横浜、川崎というようない工場地帯で、しかも合計しますと約二百万坪をこえる埋立地の造成が現在進行中という、そういう地点が入つてゐないといふことから、何となく既存の工場地帯は避けていくんだ、こういうふうには考えざるを得ない。しかもこれに対する答弁として、鉱工業地帯の整備の問題について予算が組んであるという、これはあくまでも調査費でありまして、私は、工場立地という大命題のもとに進める調査は、やはり一元化しなければならぬと思ひます。しかれば、今後既存の地点の調査によつて、その調査が相当厚みのある充実したものになると思ひます。それは別の方法でやつておるんだから、われわれは別なんだというところにあります。あとを追いかける工場立地の計画なり指示、助言といふものは、厚みといふものがなくなつてく

る。さつき申し上げたような点で、指定をして助言をして工場を作つてみたが、あとから諸般の問題が出てきた、こういうことで、当局自身が恥をさらすといふような格好になつてもいいかと思ひます。こういう点につきまして、一つ割り切つた今後の方針を御明示を願ひたい。現に鉱工業地帯の整備の問題については、前からあるわけでありましたが、一向進まない。せいぜい東京湾を埋め立てをする、工場地帯ができるのだ、それじゃ水はどうするんだというところでとまつてしまつたといふくらいしか、われわれの方には知られてゐないのです。また工場立地の大命題のもとに、あの程度のものを作る気なのか、こういう疑問を私は持たざるを得ない。この点についてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 既成工業地帯との関係について、重ねてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、本年度すでに五十六カ地点の調査地点について調査を進めております。また来年度六十カ地点くらいを選定いたしまして、調査を進めて参りたいと思ひます。そのための予算も、一応予算案には計上されておるのであります。この本年度の五十六カ地点の調査の際にも、たとえば埋立地につきましてもその他につきましても、もうすでに工場予定がきまつてしまつておつて、それ以上の適用がないというふうな、先ほど私が申しましたように、既成工業地帯をただ一つだけのものと考へないで、その既成工業地帯の中でも、そういうふうにもう工場に入る予定地がないような部分は、これはまあ何ともいたし方

ないと思ひます。それ以外の地点につきましては、たとえば三十三年度におきましては、先ほど申しましたように、播磨とか四日市、あるいは北九州、あるいは京浜、こういうところにつきましても、その調査地域の範囲を若干しぼりまして、既成工業地帯の中に入つております。来年度におきましても、当然そういうことをあわせて考へていかなければならぬと思ひますが、既成工場地帯は済んだのだから、今後何ら手を加える必要はないというふうなことはいいけないことは、私もよく承知いたしておるつもりでございます。それから煙害の点について、重ねてお話ございました点は、先ほど私が申し上げましたようなことで、必ずしも補助金――特に大きな煙害の原因をなすところは、比較的大規模の工場が多いはずであります。そういうような場合には、必ずしも補助金である必要はないわけでありまして、資金の面その他で解決し得る面も相当あるかと思ひます。これらの点は、先ほど申しましたような意味で、今後できるだけその問題の解決に努力して参りたいと思ひます。

なお厚生省との関係云々という点の御指摘がございましたが、これは、私の承知しております限りでは、当時厚生省におきまして、特に煙害というところだけではなくて、排水の問題その他を含めて、いわゆる公害問題について相当広範な対策論議があつたことは、私も承知いたしております。ただこの際にも、厚生省といたしまして、そのような広範な公害問題について何らかの法律制度を打ち立てるといふことになれば、非常に問題が重大だ、従つてその技術的な問題、あるいは社会的影響の問題等についても、できるだけ広い範囲の学識経験者の知識を集めての上で判断する必要があるというので、たしかそのころ厚生省の方でアメリカから、そのための特別の技術者をコンサルタントというふうな意味で招聘されたといふふうに承知をいたしております。その招聘された特別の専門家の意見を種々聞いて、厚生省でもいろいろ対策の論議があつたと思ひますが、そのコンサルタントの意見等を総合してみると、この問題は非常に重大だ、その影響するところはきわめて大きいといふことで、その際いろいろ論議があり、私もその辺の論議はいろいろ伺ひました。しかし現実の問題としては、その中で、それから何年か後になつて今排水の問題だけが一応軌道に乗つたといふ状況だ。私も排水の問題について、法律の制定の際にいろいろ申し上げましたような意味から申しまして、排水の問題だけであつた問題は、先ほど申しましたとおるわけでは決してございません。まず一番大きな排水の問題が一応法律制度としてスタートいたしましたけれども、今後さらに慎重な検討を進めて、煙害その他を含めた公害の問題にできるだけ早く取り組んでいかなければならぬという気持は、私も十分持つておるつもりでございます。御了承願ひたいと思ひます。

○中嶋委員 立法化の問題について、アメリカから専門家を呼んでいろいろ聞いた、そのアメリカで、ペンシルバニアにピッツバーグという町がありますけれども、この町では今から七八年前から公害除去の問題について相

当進んだ対策が講じられて、煙害が約八分の一程度まで少くなつてきた。従来は、日中でも自動車ライトをつけなければ通行できないという町が、写真と写しをみると、ずっと遠く山の尾根まで写つておる。そういうくらい大きな変化があったという実態が報告されておるわけですが、私もその町に行つて参りましたけれども、それを見つてびっくりしたわけなんです。工場地帯、鉄鋼と石炭の町、その町で売つてゐるビールにアイアン・シティという名前をつけて売つてゐる。そういう町です。それから、あの町に行つたら、おそらく工場地帯の煙煙を見るだらうと思つて行つたら、全然からつと晴れておる。どういふことかと思つて、だんだんわかつてみると、婦人運動から進んで政府も対策をして、こういう結果が現れておる。現に主婦に対する影響といふのは、単なる健康上の問題ではない。私どもの調べによりますと、川崎地区においては、平均して主婦が一週間に六時間は余分に働いてゐる。洗たくを余分にやらなければならぬ。お掃除も余分にやらなければならぬ。昼をふくといふのは、私ら子供の時分の記憶では、大掃除のときに昼をふく母親の姿を見たのですが、あの辺では、毎日々々昼の上をふくということが日課なんです。こういう状態です。雨どいは詰まつてしまつて、コンクリートの粉なんか入るのではありません。コンクリート化し、モルタル化してゐる。しかも工場、事業場から発生する公害によつて、別の工場、事業場が害を受けて、生産に支障を来たしてゐる、こういう状態です。こういう結果は、単なる保健上の問題だけではない。しかもお話によると、一

番大きい水質の問題については、対策ができたという松尾さんのお話なんです。これは、たまたま江戸川のある漁民の悲惨な問題があつて社会問題化し、新聞もこれを大きく取り上げたといふことから、世論の喚起が強く行われたのでこの問題の解消ができた。不十分な対策ではあります。私はこの水質保全の立法については、非常に喜んでおる次第であります。しかしそれが一番大きいといふと、私はこの煙煙の方がずっと大きいと思う。ある一つの産業に影響する、これはもちろん煙煙の問題でもあります。しかしそのほかに保健上の問題がある。そして主婦労働が非常に増大してゐる。こういう大きな問題を含んでゐる。しかもあの周辺、東京を含めて何百万という人のはだに直接関係のある重大な問題、この問題に対して調査費だけでお茶を濁しておつて、厚生省の方で議論もあつたけれども、この法制化はいふろい影響が大きい。アメリカの人を呼んで、何かその人の話によつて、大へんだからやめたらどうかといふことを聞いたといふ御答弁であつた。そのアメリカのビツバグで実際に成果が上つておるといふことは、これはどういふことなんですか。この点の食い違ひを御説明願ひたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 私先ほど申し上げました中で、別段、やめた方がいい、やつてはいけないといふふうでありますが、私の説明がそういうふうであります。決してそういう意味で申し上げたのではないといふことをおわび申し上げます。私も聞いております。ビツバグの話、私実は行つたわけではございませんので、聞いておる程度の知識でございますけれども、ビツバグでは、そういうために自主的な協議会ができて、そこでその土地の条例と申しますか、条例の制定でこの問題の解決に非常に努力をされた。そして今お話しのようなところまでいっておるのだと思ひます。現在日本におきましても、御説のように幾つかの都市については、都市条例でこの問題の解決をはからうと努力はされておるのであります。現実の問題として、その条例の制定だけでなかなか解決しない。単なる法律なり条例で解決する問題以上に、非常に根深い問題があるといふところに、この問題のむずかしさがあるのだと思ひます。ただ基本的な態度として、産業の側なり何なりが、そういうめんどうなことはとにかく理由なしにやめてくれといふような態度では、これは当然許されないと思ひます。すでに水の問題のときにも、産業側は、やはり企業の公共的な責任として、できるだけ自分も努力したい、しかし国もできるだけ援助の手を伸べてほしいといふような態度で、従来やもすれば、問題が起きたときに若干の見舞金なり何なりで解決しようとした。そういうことは許されないと、すでにもうそういうことは許されない事態にきておるといふこと、少くとも水については、産業界なり何なりはこれを十分認識して、ああいう法律案ができたと思ひます。煙害その他公害の問題については、問題がさらに根深い非常にむずかしい問題ではありますけれども、私どもの態度としては、産業界の態度としても、この問題はたゞいやだといふだけで解決しないといふことは十分

承知しておると思ひます。私もその線に沿つて、そういう公共的なことを十分考へて問題を解決する方法を努力したいと思ひます。

○中嶋委員 アメリカの地方公共団体の条例の持つ幅と、日本の府県あるいは都市の持つ条例の幅とは全然比較にならないのです。従つて日本においては、その面を埋めるのは、やはり当然国の責任だと思ひます。今のところ、仁徳天皇以来、煙が多い方がいいのだという行政官が地方におる。また、これは私の町の誇りだといふ人もゐるのです。から、この認識を変えるのが大へんだと思ひます。それけれども、これは、やはり国の責任でやつていかなければならぬ。しかも各事業場等も水の方には認識がある。私は率直に言ひますけれども、本州製紙の問題があつて、漁民の諸君が怒つて工場に押しかけた、警官隊が出動してけが人が出た、そういうことで新聞も大きく取り上げて、ああいうものが契機になつて、この水に対する政府の施策の意はやつと開いたと思ひます。そしてそれが一番大きい重要な問題だといふこと、審議に参加し強調もいたしました。私は大きい問題はむしろ他にあると思ひます。むしろ窓を開いてもらうのに、今のような政府の態度なら工場に押しかけた方がいい、こうなつてくる。そして警官隊に來てもらつて、こん棒でぶんなぐられて血を流せば、国会も政府も動き出し、事業場、会社、工場も考へるといふなら、この方が早いといふことになる。これでは少し問題があると思ひます。そうならない前に対策をするのが政府の責任だ。現に川崎地区においては、商店街に対する影響も甚大

なものがある。全商店街の七五%が煤煙による損害を来たしてゐるといふ調査報告もきておる。たとえば包装において、他の地区の商店よりは余分に費用がかかる。あるいはガラス戸を締めなければ店が開けない。今の商店の営業方針としては、オープンにして客を呼ばなければならぬのだが、窓を締めなければ商品がよごれてしまふ。ケースなんかにしても、本来ならば、上に並べて、客が手に取つて見て買いたくなるような化粧品等も、一応ケースの中に入れておかなければだめだ、こういうふうなことです。そのために、たとえば従業員の労働が多いといふこと、使用人も余分に置かなければならぬ。水をまくとか、掃除をする対象が多い。店の中は煤煙でよごれてしまふ。この結果をあまり発表しますと、それでは工場街の商店の品物を買わぬ方がいいだらうといふことになる。大へんでありまして、あまり詳しく申し上げませんけれども、事実相当の被害を金額に換算して報告を出してきております。大へんなものであります。こういうふうな情勢を考へた場合、今のような御答弁ですと、やはり本州製紙みたいに、どこかの工場へ集団で押しかけて、こん棒でぶんなぐられて血を流せば政府も考へる、そうしてそれに対する懲もあつていふふうには考へなくなる。これでは大へんなことになると思ひます。そうならないうちに、おそく本州製紙の問題が出る前の水質保全の問題は、必要だとは思ひますけれども、なかなか産業振興の関係からいって、複雑微妙、困難な問題があるといふことを言つておつた。あの事件があつてからぐつと、一

歩とは言わぬけれども、少くとも半歩くらいは前進があった。水は重要だから、あれを先に手をつけた。住民の問題が大きいと、社会的な重要性の順位をつけて、水が第一番ですから水からやりましたというふうに聞える答弁でありましたけれども、実態はそうではない。その点についてはいかがですか。

○松尾(金)政府委員 水質保全法、工場排水法等の問題につきましては、ただいまお話しのごさいましたような点も、確かにそういう一つの契機があったと私も思います。ただ私も事務的な内部の事情といえますが、内部でいろいろ論議したところで申しますと、実はその前の国会のときに、そのような、大体あれと大差ない法案でございまして、実は政府内部でもいろいろ相談をいたしました。ただそのときの情勢では、どうも法案の内容が――それは案でありますけれども、もちろんまだ国会提出以前の案であります、その案の内容について、いろいろむしろ水の被害者の側からの非常に強い御意見が出て、その辺で時間的に間に合わないかつたというような事情があったのであります。これは、私がこう申し上げますと、いかにも弁解的に聞えるかも知れませんが、全くこれは、その通りの事実であります。しかしその後、今御指摘のような、ああいう非常な不祥事件が起り、それが一つの契機になったというところは、私も率直に認めなければならぬと思いますが、それまで全然放擲しておつたというの、若干事実上反するところもあると思います。これは私、決して弁解がましく申し上げる

わけではございません。さらに今の煙害の話につきましても、先ほど申し上げましたように、この問題に取っ組み基本的な態度として、いつでも調査をしておればいいのだというような態度でありますれば、これは今御指摘のように、当然許されないことだと思ひますが、私どもも、先ほど来申し上げております通り、できるだけこの問題に正面から取っ組んで努力をして参りたい、こう申し上げておる点も、御了承願いたいと思ひます。

○中嶋委員 正面から、しかも速急に取っ組んでいただきたいと思います。政務次官の方で、正面から取っ組んでやるのはけっこうですけれども、取っ組みはなしではしょうがないですから、早くやるようにお願いしておきます。特に公害問題があまり長くなる、御迷惑になると思ひますので、私も御迷惑になると思ひますので、私は、もし商店、主婦、寮等に影響するデータあるいはスライド、映画等もありますので、あらためて先程の各位、委員長初め当局の方々に、ごらん願つて、この問題について一歩進めていただくことをお願いしたいと思います。公害問題については参ります。

先ほど問題になりました雇用問題との関係、離職者対策との関連における立地の問題で、ここに湘南、相模原とある中で、私はこれを離職者対策のことで、喜んでおる次第であります、この問題は、湘南というものは、やはりそういう点を相当考えられてなされたものか、単なる工場地帯の周辺だということをお考えなのか、その点をお伺いしておきたい。

○松尾(金)政府委員 離職者対策の点では、これは先ほど私が申し上げましたように、企業が工場立地を求める際に、最も大切な労働力を求めていくという意味からいって、長期的には当然非常に重要なポイントであることは申し上げるまでもないと思ひます。今特に論議されております離職者対策は、御承知のように、火急の離職者対策という問題であります。これにつきましては、相模原、湘南というような地区調査につきましても、それだけを目安にして地点を指定したわけではございませんけれども、ほかの条件もいろいろ、またそういう問題もある。しかし現実問題としては、このような立地調査、工場誘致ということ、火急な離職者対策として、果して十分間に合うかどうかというぐらゐに、私もこの問題は非常に火急燃眉の問題であると思ひます。しかしこの法律運用の際にも、当然その点は十分考慮して運用して参らなければなりません、今御指摘の点は、私もそのような気持も含んで調査地点に選んだつもりでございます。

○中嶋委員 最後に政務次官にお伺いしてやめたいと思ひますが、本法案の目的、第一条の「工場適地の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言を行い、」というこの「助言」は、単なる工場、事業場に対する助言ではなくて、工場立地を進める意味において、政府内部においても、建設省とか運輸省とか、あるいは厚生省の関係、あるいは地方公共団体、こういう団体等も含めての助言と理解してよいかどうか、この点は非常に重大だと思ひますので、伺つておきます。

○中川(俊)政府委員 原則としては、御承知の通り、何でもこへ助言をし、どこへ助言しないということがきまつておるわけではございません。ことに法律では、お説のように書いてあるわけですが、しかしこれを進めていく上におきましては、やはり建設省であるとか、あるいは他の関係官庁、あるいは地方官等と緊密な連絡をとつてやらなければ進めることはできないのですから、条文にはそういうこととは書いてないにいたしましたが、事実問題としては、そういう場合はあり得ると思ひます。地方官に對しまして、あるいは関係官庁に對しまして、助言といふことが果して妥協であるかどうか、要するに緊密な連絡をとつてやらなければできない場合がございしますから、して助言と言つて言えないこともないと思ひますけれども、そういう場合はあり得ると思ひます。何も条文に書いてありますような窮屈なものではないということに御了承願ひたいと思ひます。

○中嶋委員 条文を見ると「助言を行、」という相手は書いてないのです。ですから、私は今申し上げたように含まるのではないかと思つてゐるのですが、含まるのではないですか。

○中川(俊)政府委員 そういふことはあると思ひます。私は含むと思ひます。

とを知らせるサービス機関でありますならば、今パンフレットに出ております、現在すでにある指導室等において、けつこう格好がつくと思ひます、小企業でない限りは、自分で調べることでございますから。しかし、そういうことを含めることは、大へんよいと思ひます。反対ではない。含める限り単なるサービス機関に終らないように、指導性を發揮した、国土計画の一環の中に通産省みずからが足を踏み入れたという態勢をお示し願ひたい。そのお示しがなければ、私どもはあとで大きな失望をすると思ひますので、この点、確認しておきたいと思ひます。

○中川(俊)政府委員 これは、大体本当を言つと、私は工場立地の調査等に関する法律案よりは、この予算の前提において問題になりました造成公開、こういうものの中にはほんとうはいろいろものを全部含めてやるべきであつたと思ひます。ところが、これが御承知の通り、大蔵省との間に十二億か幾らの財政投資の問題で妥結を見るに至らなかつた。そういうことから、この工場立地の調査等に関する法律案というものが自然出てくるようなことになつたのですが、今お説のように、目的は国土総合開発の一環としてやるのですから、これは決してそういうちやいなものではない。将来国土総合開発の一環として生まれるところの造成公開というものができたときに、これが大きな資料になるわけですから、御心配のようなく、決してちやいなものでもなく、大きな国家的なものにこれがだんだん発展していくわけでありまして、従つて、条文にはどこへ助言するとかしないとかということが書いてな

いにいたしても、当然私は、先ほど来申し上げましたように、助言というところと官庁と官庁との間におかした感情問題を起すかもしれないが、そういうことは私は当然あり得ると思う。またそれがなくては、この目的は達せられないと思う。今お説のような大きな問題に発展していく可能性を持って法律でありますから、私は法律を実施していく上におきましては、当然そういうことはあり得ると思います。

○中嶋委員 今後の施策によつて明白化することだろと思ひますので、私はそれ以上追及しませんが、なお助言の中で、工場、事業場等に対して、公害問題も十分配慮した上での助言をしていく、單なる土地作りではないというふうに理解してよろしくございませうか。

○松尾(金)政府委員 私もそう考へておられます。

○中嶋委員 それでは土地造成をして、坪七千円で土地を作つて一万一千円に売れて、何十億という金があるか、ある団体だけが喜んでシルク・センター、貿易観光会館というような名前でも七億円の費用をつぎ込んで、ローラー・スケート場にする以外にしようがないあき室を作つておる。これは、通産省と関係のあるビルであります。そういうようなことのないように、社会的諸条件の方に力点を置いた土地作りであつてほしいということを期待して、私の質問を終わります。

○長谷川委員長 小林正美君。

○小林(正)委員 工場立地の調査等に関する法律案が出されて参りましたことは、私も非常にけつこうなことを

だと喜んでおりますが、むしろこれは、おそきに失したという感じがなきにしもあらずでございます。いわゆる自由主義経済機構の中で、ともかくにもこうした一つの法律案が出されたというところは、やはり計画経済に移行する一つの足がかりとしても、私は価値のあるものだ、かように考へております。それで、この法律案が出されるに至りましたときより、一体どういう工合にやつてこられたか、大体了解はしておりますが、もう一度ここで一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 御承知のように、工場立地の問題は、特に大きくクローズ・アップされて参りましたのは、日本の産業が急速に伸びてきたというところが一つの契機となつて、特に既成工業地帯につきましても、工場の建設はどんどん進みけれども、それに伴う産業立地条件の整備が追いつかないというところからスタートをいたしましたと思ひます。そういう意味で、先ほど触れたと思ひますが、既成工業地帯についての産業立地条件の整備、たとえて申しますと、工業用水の問題、あるいは輸送力の問題、道路、港湾の問題、こういうものは、いずれも国がそういう立地条件を整備してやるために、公共事業費の運営と関連をして参りますので、その意味から、既成工業地帯を中心としたしまして、その公共事業費の運営の角度から、先ほど申しました工業地帯整備協会で連絡をとりました。その立地条件整備に努めて参つたのが第一歩であります。特にその中で、工業用水につきましては、この国会で御審議願いました工業用水道事業法というより立法もしていただ

きまして、その整備に努めて参りましたし、これは、もちろん既成工業地帯だけではなくて、今後の新たな新規工業地帯についても、工業用水の問題は進めて参りたい所存でございます。さらに、先ほど来申し上げておりますような意味で、工場が既成工業地帯だけに過度に集中して参るだけでは、この問題をますます困難にして参ります。また全体からいまして、日本全体の工場が、適地適所の地点を選んでいくというところは、工場立地の上からきわめて重要な問題でありますので、この点は、昭和三十三年から新たに約千二百万円ほどの予算をもちまして、新規工業地点を中心とした既成工業地帯の整備を進めて参りました。この一帯の整備ができました、もちろんこれは、まだ完璧なものではないと思ひますが、一帯の整備ができました、そのような整備された資料をもとにして、一般にこれを提供して利用していただく工場立地指導室という場所を作つたのであります。これは通産省本省のほか、各通産局にもそれぞれこの資料を整備した立地指導室を整備いたしました。しかしこれは、本年度スタートしたばかりの状態でございます。この問題は、来年度以降さらに推進していかねばならないわけでありまして、来年度の予算案におきましては、一応約千五百万円程度の予算を計上していただいております。これによりまして、さらに六十地点くらいを目標にして調査を進めたい。のみならず、前の五十六地区の調査について不備のあるものは補つて、さらに調査を進めたい。

○松尾(金)政府委員 そのような点も、実は私も本年度とりあえずの考へ方で進めて参りましたけれども、今後は、立地条件調査審議会でも十分検討していただかなければならない問題であらうと思ひます。本年度の形で概略を申し上げると、団地といたしましては、大体五千坪から一万坪前後くらいの団地が比較的调查の中心になつております。むしろ五千坪以下の団地もございまして、さらに大きくなりますと、一万坪以上の団地も含まれております。

○松尾(金)政府委員 御指摘の通りだと私も考へます。先ほど申しましたことの意味でございますが、実はこのように団地といふことが、工場敷地を求めて、その条件が最もむずかしいのは、やはり五千坪とか一万坪とか、比較的大きな敷地について立地条件が特にむずかしいといふことは、御考慮いただけたと思ひます。そのように特に立地条件を探ることにむずかしいものを中心としての調査が、もちろんこの調査の第一歩でございますけれども、しかし、それらの団地を含んだ調査地区内に、そのような大工場だけが立地をして産業がうまくいくわけではございませぬ。大工場が入れば、それ

るものは補つて、さらに調査を進めたい。その調査の結果が、やはり指導室において一般に公開をされて資料の提供になるのほか、今回この法律をもちまして、これを制度化して、本年度は、とりあえず私どもの手元だけで、調査方針その他を立てましたけれども、来年度以降は、この法律が実際の現場で、そのための審議会も制度化し、そこで十分調査方針等もきめて参る。またその調査地区における既存工場からも、この法律によつてデータをとれるようにしたい、そういう制度をあわせて、今後この立地条件の調査整備の問題を進めて参りたいというものが、現在までの経過でございます。

○小林(正)委員 この条文の中にあります「一地区内の団地」という言葉でございますが、これは、一体どの程度の大きさを予定しておられるのか、お伺いします。

○松尾(金)政府委員 そのような点も、実は私も本年度とりあえずの考へ方で進めて参りましたけれども、今後は、立地条件調査審議会でも十分検討していただかなければならない問題であらうと思ひます。本年度の形で概略を申し上げると、団地といたしましては、大体五千坪から一万坪前後くらいの団地が比較的调查の中心になつております。むしろ五千坪以下の団地もございまして、さらに大きくなりますと、一万坪以上の団地も含まれております。

○松尾(金)政府委員 御指摘の通りだと私も考へます。先ほど申しましたことの意味でございますが、実はこのように団地といふことが、工場敷地を求めて、その条件が最もむずかしいのは、やはり五千坪とか一万坪とか、比較的大きな敷地について立地条件が特にむずかしいといふことは、御考慮いただけたと思ひます。そのように特に立地条件を探ることにむずかしいものを中心としての調査が、もちろんこの調査の第一歩でございますけれども、しかし、それらの団地を含んだ調査地区内に、そのような大工場だけが立地をして産業がうまくいくわけではございませぬ。大工場が入れば、それ

○小林(正)委員 大体通産当局で考へていらつしやる団地といふものの大きさが、五千坪以上を目安にしておられるという今の答弁であります。私ども中小企業を守るといふ立場から考へた場合には、やはりそういう考へ方だけでは、せつかくこの法律ができていけないのではないかと。逆にいうならば、何だか大企業に奉仕する国家機関が、もう一つここにできるのだというような感じがええわれは持つわけでありませぬ。大きな企業には、御承知の通り十分な資金もあり、技術者もいる。人手も十分でありまして、ある程度自分の力でもつて、自分がどこに進出をするかというふうな調査が十分できるような態勢ができておると私は思ふ。ところが、わずかばかりの土地、たとえば五百坪とか、千坪とかいったような中小企業者の場合については、そういうものがない。だから、政府機関がせつかく動いていただくならば、そういう中小企業者に対して、もうちよつと思ひやりのあるような考へ方で団地の問題も考慮すべきではないかと考へますが、その点、どうでしょう。

○松尾(金)政府委員 御指摘の通りだと私も考へます。先ほど申しましたことの意味でございますが、実はこのように団地といふことが、工場敷地を求めて、その条件が最もむずかしいのは、やはり五千坪とか一万坪とか、比較的大きな敷地について立地条件が特にむずかしいといふことは、御考慮いただけたと思ひます。そのように特に立地条件を探ることにむずかしいものを中心としての調査が、もちろんこの調査の第一歩でございますけれども、しかし、それらの団地を含んだ調査地区内に、そのような大工場だけが立地をして産業がうまくいくわけではございませぬ。大工場が入れば、それ

に關連産業として、当然中工場あるいは小工場がその周辺になければ、その工業地帯としては、産業の運営がうまくいかないのは当然でございます。そういう意味から、先ほど申しました意味合は、そういう立地条件の調査に一番特にむずかしいようなところを中心と申します意味は、何もそれを重点という意味ではございませんで、まずそれを見つけて一つのポイントではございませんけれども、しかしその地区内には、五千坪以下の団地が幾つかそこにはまっておかなければ、工業地帯としては完全なものではないわけでありまして、従いまして、一番むずかしい地点をまず探すという意味の点ではございまして、それ以外の小さな団地をなおざりにして、工業地帯の整備ができるわけではございませんで、当然そのような団地の調査も、地区内全部の調査をやるわけでありまして、小さい団地の調査も当然入ってくるわけでありまして、また今御指摘のように、大企業につきましても、たとい大きな敷地条件を求めることがむずかしくても、大企業は大企業なりにその調査の能力を持つておるはずであります。それに比べて中小企業は、御指摘の通りに、そのような調査能力その他についても、相当力の弱い立場にあるわけでありまして、そのような点について、私どもは配慮しなければならぬのは当然でございます。現実には現在までの状況を見ましても、現在開いておられます立地条件調査室の利用されておる状況を見ましても、むしろ大企業よりは、中小企業の方が比較的良好に利用されているように見受けられます。中小企業の方は、自分たちの立地条件を

求めるのに、やはりそこへどれくらいの大企業なり大工場が建設されるだろうかとという目安があることは、また立地条件の一つの要素にもなるわけでありまして、また大企業の側も、その周辺に、あるいはその地区内に、関連産業としての程度の中工場があるか、関連工場があるかということも、立地条件の一つの要素であります。そういう意味から見ましても、現在の利用の方向を見ましても、また今後の運営の方向からいいますと、中小企業なりあるいは小さい団地をないがしろにして、その運営がうまくいくということとは絶対あり得ないというふうに私ども考えております。

○小林(正)委員　ぜひそういう工合に、中小企業の場合も十分配慮していただきたいというのを要望いたしておきます。

それからこの工場の立地条件の問題であります。従来工場の立地条件といえは、まず第一番に土地を考へておつた。ところが最近、水をたくさん使つた工場がどんどんできて参りました。現在の情勢のもとにおいては、むしろ水というものが第一番に考へらるべきであつて、他の条件がむしろそれに従属するのではないかとというふうには考へておるわけでありまして、そこで、少し水の問題について、一番大きなウェイトを持つておりますので、お尋ねをいたしたいと思つたのであります。一例を引いて、一つお話を申し上げます。四日市地方におきまして、最近四日市誘致の工場の建設が相次いで行われまして、最初は、工場の工業用水は、

ほとんど自分自身で井戸を掘つて井戸水を使つておつた。ところがそのさく井の数が六十をこえて、そのため非常に水をとる能力が減退をする。ついに地盤沈下の問題までも起つてくるということになりまして、御承知の通り、昭和三十三年の六月には、工業用水法の地域指定も行われておるわけでありまして、そこで第一期の四日市の工業用水が、昭和三十一年の三月に日量五万トン完成しました。ところがこれでは、工場の増設がどんどん行われて追つつかないもので、三十三年の三月には、第二期北伊勢工業用水が、これは日量四万五千トンでありまして、これに加へられてきたのであります。すけれども、これも、やはり工場の需要には追つつかない。そこで、今や大体一日に三十万トンくらいの水は必要でありまして、かてて加えて、近く日本合成ゴムが完了の晩におきましては、ここだけでも一日五万トンからの水を使うということと、さらに第三次北伊勢工業用水計画——これは日量二十五万トンであります。これは日量三十四万トンに発足をして、三十三年の四月に発足をして、三十九年の三月には完成の見込み、こういうことに相なつております。しかしこういう水の計画を見ましても、どうもあとからあとから追いつけられておつて、水の供給がうまく工場などの需要にマッチしておらぬ。こういう実情を、僕たちが現に自分の周辺に見ておるわけでありまして、そういう水が足らなくなるということは、大体以前から、もうある程度見通しは立つておつた。ところがそれに必要な資金が、これはもうどうしたつて国庫補助とか、あるいは国庫引き受けの起債であ

るとか、あるいはまた公券債など、そういうものに依存しなければならぬというところから、その仕事がおくられてしまつて、結局は工場側の建設計画や増産意欲もこれがためにそこなわれるというところになっておるのは、もう現在たくさん例があると思つたのであります。そこで、立地条件という問題も、今やおのずから備わつたところの自然的な条件のほかに、多くの人為的な、政治的な諸条件がいかに加へられるかどうかということによつて非常に違つてくるのではないかと、私どもはいろいろよくに考へるわけでありまして、やはり国とか地方自治体がめんどろを見るべき、いわゆる公共事業費の重点的な配慮によつて、どのようにこういつた工場地帯を将来に適合させていくとするのか、どうもその点がこれまで不十分な所しりを免れないのじやないかと思つたのです。立地条件とは、現在はこうであるといういわゆるザインの問題ではなくて、将来かくあるべきである、こうしなければならぬ、そういうゾルレンの問題として、十分一つ調査、研究が必要じやないか、こういう工合に私は考へるわけなんです。工業地帯の必要な諸条件を整備するため、たとえば公共事業費の重点的な配慮というところに、この法律施行後の効果があるか、この法律施行後の効果活動していくのか。そういう点、私どもは大きな期待を持つておりますが、果たその点、期待していいかどうか、お尋ねしたい。

○松尾(金)政府委員　ただいまのお話に、北伊勢工業地帯の例がございまして、確かにお話しした通り、水の問題は、特に北伊勢付近については重大な問題でございます。今お話しした通り、いかにも計画性がないために、現実には困るまでなかなか解決策が見つからないという点は、確かに従来この点について、必ずしも十分な施策であつたというふうには、私ども申し上げるわけにいかない。むしろ工場の建設がどんどん進んで、それから工業用水がどうも足らぬ。ところが工業用水を見つづけるのに、地下水のくみ上げにもちろん限度がある。それを見つづけるには、だんだん水源が遠くなつて、それだけ工業用水のコストも高くなる。それでは困るではないかということから、工業用水の問題が特に戦後重大な問題となつて、今お話ししたような経過をたどつたと思つた。従いまして、工業用水の建設なら供給は、もう工業用水がなければ工場がとまるような状態になつてからではおそいということ、御指摘の通りであります。もし今後工業地帯を求め、あるいは工場立地の条件を探る際に、現状では、この地区の工業用水の供給見込みはこういう状態であることを予定するならば、そこに、当然この程度の工業用水の供給を用意しておかなければならぬ。その用意ができるまでは、ただむやみに工場が自分の立地条件を求めても、工場も困るし、また全体として、立地条件の点からいって非常な不都合な結果になる。そういう現在の状況を十分に調査をして、今後の判断を加えて、その両方のところから工場立地条件の判定が下されることに相なると思つた。そういう意味から申しまして、現在までのような現状の調査、今後の見通しの調査というふうな点も、

私どもの手元には必ずしも十分でなかつたので、それを制度化して十分にやりたいという意味で、この法案の審議を願つておるつもりでございますが、ただ成り行きにまかせて水の問題が解決するものでないという事は、私ども十分自戒いたしまして、運用して参りたいと考えております。

○小林(正)委員 日本は、あまり過去において水に恵まれ過ぎておつたのではないかと気がするのです。だから、そういうことのために、水というものに恵まれ過ぎておつたから、かつてこれをだだくさにして、結局非常なイージー・ゴーイングな考え方で、今日までこれをほつておいた。それがいいよ何といひますか、ばちが当たつて、今になつてみると水が足らぬ。農業用水も足らぬし、飲料水も足らぬし、工業用水も足らぬといふことで、大へんな問題が非常にあちこちに出ておると思ふのです。この点については、昨年の夏ですか、産業計画会議も、はつきりと水の問題については、もつと政府が真剣に考えなければならぬといふ勧告をしておるといふことも、私は聞いておるのでありますが、最近地下水のくみ上げから、地盤沈下を起した例など考えてみても、これは大阪、長崎、新潟、あるいは川崎、横浜、東京の江東地区など、枚挙にいとまありません。そういうような状態で、非常な問題がいろいろ起つておるのであります。ところがその水の扱い方が、必ずしも合理的でない。たとえば一例をあげますと、尼崎と大阪では水に困つておる。そのどまん中を淀川が流れておる。果して淀川の水が百パーセント活用されておるか、かよ

うに考えると、決してそうじゃない。まだまだどうも十分に活用されておるのじゃないか。しかるに、そのすぐそばでは水がなくて困つて、いろいろと地下水のくみ上げから地盤沈下が起つておるといふような、非常なむだやむだがあるような感じがいたしますので、そういう点についてもつと真剣な、工業用水対策についての具体的なお考えが何かあなた方にはないか、私は、この機会にお伺いしたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 工業用水の立場から申しますと、できるだけ近い地点に大きな水源を得られることが、一番望ましいことは申すまでもないことであります。しかし先ほど申しましたように、工業用水の問題が特に重大化して参りましたのは、比較的近年といひますか、新しいことである關係から、既存の水源について、あるいは既存の需要部門が水源を相当大幅にとつておる。その中から工業用水の水源を分けてもらふといふことは、非常にいろいろな意味で困難があるといふことは、御承知の通りであらうと思ひます。しかし水の総合利用という点は、かねてより非常に重大な問題でありまして、河川の総合管理という意味では、建設省においてこの点の調整がとられておるわけでありまして、たとえて申しますと、農業用水の問題と工業用水との調整問題というより、たゞいま例としておあげになりましたような点でも、やはり農業の技術の進歩によつて、農業用水の使い方に相当変化があるはずだ、私どもはそういうふうを期待している。そうすれば、従来の農業用水として確保されているものを、

あまりいつまでも従来通りの水量以外は絶対に分けられないといふことばかりではなくて、若干そこはまだ研究の余地があるのじゃないかといふことも、私どもいろいろな機会に耳にするのであります。そういう意味で、工業用水につきましても、水源の問題といふことがまず第一に問題と相なりまします。しかしそれは言ひましても、水源にはおのずから最終的には限度があることは、やむを得ないことでありますので、そのような水源の問題、またその水源とのかね合いから考えまして、工業用水道事業が一体どれくらいのコストで、どれくらいの建設ができるかといふようなことも考えて、それぞれ工業地帯、あるいは今後の工業地帯について、そういうことの非常にむずかしい地点については、あまり用水型の工場がこないような適地誘導をもあわせて行かないと、工場がきたあとで水だけしやにむにとつてこいといつても、必ずしもそれは解決しない。やはり両々相待つてこの問題の解決をして参らなければならぬと思ひますけれども、もちろん今申しましたような水源の問題、あるいは工業用水道の計画の問題についても、できるだけ努力を今後進めて参りたいと思ひます。

○小林(正)委員 初めは土地があつて、それから水を求めた。ところがもう現在としては、やはり一番よい水をどうして手近にとることができるといふことから、その工場の立地条件といふものを勘案していかなければならぬと思ふのであります。そこで、次官に一つお尋ねしたいと思ひますが、先ほどちよつと中嶋委員からも話が出ましたけれども、土地造成の問題であります。

す。次官の御答弁の中で、工業地帯の開発が公団法ができかつておつて、これが資金の面でつづけてしまつた、非常に残念だ。こういう話であります。もうどうして私どもは、やはり海面などを埋め立ててどんどん土地造成をしななければいけないのじゃないか、現在そういう段階にまで来ておるのじゃないかといふことを考えますので、もう少し熱意を持つてそういう開闢公団法を作つて、ほんとうに総合的な計画を持つてやつてもらふといふかと思ふ。ところが、それができなかつたので、きょう問題になつておる工場立地の調査等に關する法律案を出したのだといふことになりました。何だかこれでもつて一時お茶を濁すのだといふ工合に私どもは受け取るのではありません。もつと積極的に当局が意欲を持つて、こうした土地造成の問題について将来やつてもらふわけにいかぬのか。この工業地帯の開発公団法がつづれてしまつたいきさつを、もう少し詳しく一つ次官からお聞きしたいと思ひます。

○中川(俊)政府委員 よけいなことを言ひましたための御質問のようですが、先ほど五千坪くらいの大きな工場、大企業のことばかりやらぬでもいいじゃないかといふような御質問のようにも思ひましたが、私は、五千坪くらいは大して大企業だとは思われないうです。大体日本の中小企業だつて、五千坪や一万坪くらいな工場敷地を持つていて、そうしてその中に娯樂設備や、いろいろな文化設備くらい施すような工場にならなければ、中小企業の将来の発展性はないと思ふのです。いづつでしたか、私は英國のパーミンガム

へ行つて見たときに、実に驚いたのですが、とにかく工場の中に学校もある、教会もある、プールもある、トラックもある、中を行き来するのにみな自動車で行き来しておる。これは、何十万坪という大きな工場ですが、日本にはそういうものがないんですね。工場といへば、ちゃんものを作つて、仕事だけするところを作ればいいといふような觀念が日本人の頭の中にあるのじゃないかと私は思ふのです。が、五千坪、一万坪くらいの敷地は中小企業を持つて、工場の経営に當るといふくらいな構想がないと、中小企業といふものは、いつまでたつても大工場の下積みになつて、立つ瀬がないといふような結果を招来するのではないかと、実は私は思つておるわけでありまして、しかしそれにつきましても、政府としていろいろ資金の面で助成する、そういうことと両々相待つて行かうといふことに持つていかなければならぬと思つておるわけでありまして、従つてそういう観点から考えまして、近時急速に發展の道をたどつております日本の産業構造を見ますと、どうしても大きな工場地帯を作らなければならぬ。そういう見地から、政府といたしましては、鉦工業地帯開発公団を作つて、海面も埋め立てたらいだらう、さらに大きな工場敷地を作れ、こういうことをいつたわけですか。これは一九五一年ですか、私はイギリスに参りましたときに、オランダの干拓工事を見て歸りまして、瀬戸内海を埋めろといつて全國を演説して歩いたら、あのころみんな笑われたのでございしますが、私はだんだん日本はそうなつていくと思ふのです。海でも埋めない限りは、簡單

に工場地帯はできないと思うのです。四つの島に同じ込められた日本が、関門トンネルができましたから、今はあそこを船で渡らなくてもいいけれども、四国へ行くのはやはり船で渡る、北海道へ行くのもやはり船で渡る、そんなことをやっておつたのでは、とても日本の将来はないのだから、瀬戸内海を埋めたいいいじゃないかということを私は言つて歩いて、ずいぶん笑われたことがございます。しかし私は、これは夢ではないと思うのです。だんだん日本は、将来そういうふうになつていくと思うのです。そういうふうな見地から、この国会の始まります前にも、そういう公団の構想があつたのです。ところがわずかに十二億ばかりの財政投資の面で大蔵省とぶつつかつて、私どもはこれをやらなければだめだといふので、建設省なり運輸省なりいろいろ折衝いたしました。その過程におきましては、いろいろなこともございまして、結論として話し合ひはほとんどついたのです。最後に大蔵省とぶつつかつた。要するに日本に政治家がいらないのだと私は思うのです。そのくらいのことができるというので大きな日本の政治をやろうといふことが、そもそも間違ひだと思つておるのです。が、わずかに十二億ばかりの金で行き詰まつてできないということになつて、まことに、実は今あなたからそういう御質問を受けて、汗顔の至りです。後藤新平さんのような人がおつたら、私はそのくらいのことは何でもなくやつたと思うのです。そういうことができなかった。詳しいことを言つておきますと、政府部内のいろいろなことを、またあなたの方からあげ足をとられるこ

とになりますから、この程度でごめんこうむりたいと思ひますが、要するにわずかに十二億ばかりのものをしつてくれなかつたためにできなかったというところでございします。しかしこれは、将来どうしても、好むと好まざるにかかわらず、私はやつていかなければならぬ情勢に立ち至ると思ひます。従つて、その場合の準備——準備というとはなはだ場当りの法律のように思われるかも知れませんが、そういう大きな構想をやる上におきまして、基礎調査はどうしてもしておかなければならぬわけでございます。そういう見地から、ステップ・バイ・ステップでこの日本の大きな土地を作つていかなければならぬという意味から、この法律ができたわけでございますから、決してこれがむだにはならぬと思ひます。これで大いにあなたの方からいろいろな御教導をいただいて、そして工業立地の調査を完全にいたしておきますれば、そういう大きな構想をいたします場合に非常に参考になると思ひますから、どうぞ一つ御協力願ひたいと思ひますのであります。この程度で一つ……。

○小林(正)委員 次官がだいたいぶあやまつておられますから、こまかいことは聞きませんが、ただ私が言ひたいことは、たとえば大企業を守るために租税特別措置法というものがあつて、国の税金では八百億もまけてやつておる。地方税においては四百億円からの減税を行つておる。そういうような大きな犠牲を国が払つておりながら、将来の国家の百年の大計をきめなければならぬ、こういう工業の立地条件を求めるといふような重大な公団を作ろうというのに、十二億の金が出ない。これは私は、どうも次官の御努力がもう一つ足らぬのじゃないか。一つこの点は、なお一そうの御勉強をお願いいたしたいと思ひます。

そこで次に移りまして、私は、これは重要な問題でありますので、十分一つお考えをいただきたいと思ひます。あります。これも、次官に御答弁を願ひたいと思ひます。昨今、県と市町村などの、いわゆる地方自治体が行なつております工場誘致の実態をわれわれが見ておきますと、実に憂慮にたえないような問題がしばしば起つております。なるほどその努力たるや、まことに深くましいものがあるのではありませんが、たとえば敷地は広く安く提供します、ぜひ私どもの方へ来て下さい、水も何とか都合いたします、税金も初め三年間くらいはおまけいたしますと、あたかも観光地の旅館の客引きよろしく、見晴らしのよい部屋があつております、おふろもわいておられます、お泊り賃も安くまけておきますといつて、争つて旅行客のそでを引くばつて、自分の方へ工場を誘致しようという運動が盛んに行われておるわけでありまして、この競争があまりにも激しいために、客観的に見て少しどうかと思はれるようなところに、思いがけない工場ができた、あるいは大工場が来たけれども、かえつてそれがその自治体のプラスにならないで、その自治体の財政を逆に圧迫したりするやうな例を私は二、三知つておるのであります。中にはまた今度は逆に、市長さんの甘い言葉に乗せられて、せつかく来ることは来たけれども、さて実際には、一向工場の前の、最初約束した

ところの舗装道路もやつてくれない、あるいは学校も作つてくれない、こういうようなことで、その工場長が非常に憤慨して、もうこんなところへ将来工場を遷出させるのはこりごりだ、こゝういつて困つておるような例を私は知つておるわけでありまして、こゝういつて指導されるのか。今のようないふ持で指導されるのか。今のようないふが、工場がある場合にはだめです、ある場合には、工場が地方自治体に約束を履行しない、こゝういつて、あとで非常にまずい問題が起つて、ほんとうに大所高所から見た工場の配置がうまくいっておらぬ例がたくさんあるのではないかと思ひますが、この点、次官の方から一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○中川(俊)政府委員 お説のようないふ点があると思ひます。ことに通産省におりますと、連日そういうことです。これは、むろん自分の土地に工場が来れば、就職難の今日、自分の息子が就職できる、娘がその会社に就職できるからというやうなこまかい問題から、それから例の終戦後シャウプがやつてきて、税制改正をやつて、そうして固定資産税というやうなばかげたものを設けたものですか、日本の税制は、ある県は非常に潤ひがある、ある町村は非常に潤ひけれども、工場なんかない町村は、実にみじめな生活をしておる。最初のうちは学制改革をやつて、それ公民館を作れ、新制中学を作れといふので、どの町村も、昔から持つておつた村有林とか町有林を売つてやつておりましたが、それも今日では、もう売るものがなくなつてしまつたり、町

たいと思つてあります。それと、先ほど来中嶋委員からいろいろ発言もありましたが、一つの工場がくるという場合に、やはり注意しなければならぬことは、その工場がきたがために、その地方に住んでおる人々の生活権をいろいろと侵害するといふ問題があつては困るのであります。そういう工場がきたがために問題を惹起しておる事例は、枚挙にいとまがないと思つてございいます。そういう点も、今後特になつて御配慮をいただきたい。そうでなければ、せつかくいろいろな法律を作つても、その法律がいよいよ工場の立場に立つたところの法律であつて、全般の視野から見た法律ではないといふことでは困るのであります。

そこで、一つお尋ねしたいのであります。せつかくそういう審議会を設けられるといふことでございいますが、その審議会の委員は、学識経験者をもつてこれに当てる、こうなつておりますが、どういふ方面の人をもつてこの審議会の委員にするのか、この点、局長から一つお考えを伺いたいと思つてます。

○松尾(金)政府委員 この審議会の委員は、この法律にも書いてありますように、いわゆる行政官庁の公務員というものは入らないで、もつぱら学識経験者といふことに相なります。十名以内の学識経験者であります。現在私も当然考えなければならぬとせんことは、たとへば経済立地の問題、あるいは経済地理学、あるいは経営学というやうな面の特別の学識経験者、あるいは大学教授というやうな方にまず第一に入つていただかなければならぬと思つてます。さらに今度は港湾とか、用

水とか、あるいは道路とか、そういう土木工学のやうな関係から専門家に入つていただかなければならぬだろうと思つてます。さらに今度は工場立地を求める側、いわば産業側で特にこのやうな産業立地について特に深い関心があり、また大局的に見て、そのやうなところについて学識なり見識の広い方——もちろん先ほど申しましたやうに、工場立地を求めるものは必ずしも大企業だけではないわけでありまして、大企業、中小企業を見渡して、そういう意味の学識経験の深い方といふやうな、いわゆる産業界側の代表と申しますが、そういうやうな方も入つていただかなければならぬと思つてます。さらに工場立地を求める際に、工場側だけではなくて、その地方の行政問題でありますとか、あるいは農林水産業との関係も出て参りますので、そういう関係の意味合いを含めた学識経験者にも加わつていただくことも必要であらうかと思つてます。いずれにいたしましても、審議会の委員には、行政機関の者は直接には入らない、そういう広い意味の学識経験者に御参加願いたいといふふうに考えております。

○小林(正)委員 ぜひお願いしたいことは、やはりその工場が来たがために被害をこうむる、その付近の住民の立場に立つてものを考える、そういうやうな方々も委員の中に入れるやうに、一つ御配慮をお願いしたいと思つてます。それから、これもやはり四日市の例であります。ほとんど工場がやつてきて、従業員がふえます。ところがその肝心の住宅の問題とか、学校の問題がちつともそれにうまくマッチしておらない。そのために、当然の義務教育

である中学校や小学校においてさうも、非常に収容能力が足らなくて困つておる。いわんや高等学校におきまして、県下ですば抜けて四日市は競争率が激しいといふやうな状況でございいます。そういうやうな点の関連性を、この法律を作るによつて、一体どのように将来あなた方は考えていかれるのか、その点を念のために伺つておきたいと思つてます。

○松尾(金)政府委員 この立地条件調査の場合には、工場の設備なり物だけが来るわけではございまして、当然それに伴つて人が入つてくることは、御指摘の通りであります。そういう意味からは文教厚生施設等が現在とだけあるか、また将来の形として、地元の受け入れ態勢が——これは考えているのであります。ところが、そういう受け入れ態勢がどの程度あるかといふやうな点も、この立地条件調査資料の調査項目の中で、大きな項目として当然考えなければならぬ問題であります。できるだけ客観性のある資料を整備いたしまして、努力して参りたいと思つてます。

○小林(正)委員 だいぶいろいろお尋ねいたしましたので、一つ具体的な問題をお願いして、私の質問を終了したいと思つております。今東海地方におきまして一番大きな問題は、何と申しまして東海製鉄所の問題であらうと思つてます。これにつきまして、愛知県の横須賀がよいのか、あるいはまた三重県の北勢地帯がよいのか、いろいろ論議されておるやうであります。私ら四、五名の者が富士製鉄の永野社長と実は朝飯を一緒に食べまし

て、いろいろと雑談をしたのであります。そのときに、私はこう言つたんです。天皇陛下のむすこさんでも粉屋の娘さんをもつたやうな時代であつて、正田美智子さんは、決して元華族でも皇族でもないが、やはりべつびんで、からだ丈夫で、非常に頭がよい、そういうやうなことで皇太子妃になられるんだと私は考へる。ついでに、この東海製鉄所の問題も、なるほど名古屋の方が家柄もよいであらう、結婚のおこしも多いかもしれな

い、しかしながらほんとうに国家百年の大計の上に立つて考へるならば、やはり三重県の北勢工業地帯のどこかにその地点を求めることが、水の点においては、石灰石の点においても、あ

るいは港の点においても、すべての点において有利ではないか、一つこの際も美しく、からだ丈夫で、頭もよい、立地条件の一番よい北勢のどこかに土地を求める意思はないかと、こう申しましたら、永野社長も、十分に調査をいたしまして、そのやうに努力したいといふやうなことを言つておられました。が、この東海製鉄所は、大へん重要な日本の産業の根幹をなすものであると考へますが、この点について、次官と局長と両方から、一つどのやうな見通しに立つて今この問題をお考へになつておるか、一つお伺いしたいと思つてます。

○中川(俊)政府委員 今のお話は、まだ具体的にきまつてはいないのです。どこへどう持つていくといふことは、いろいろ調査はしておりますが、名古屋へ持つていくか、三重県へ持つていくか、あるいは名古屋、三重県

へいかないではかへいともいふかもしれません。とにかく具体的に現在きまつてい

○中川(俊)政府委員 今あなたがおつしやつたやうに、べつびんで、頭がよくて、健康である土地がほかにござい

○小林(正)委員 この東海製鉄の問題は、別に愛知県とか三重県が初めから誘致運動をやつたわけではないのです。これは、御承知の通り、中部経済連合会がいろいろと中部経済圏の問題について研究をいたしました結果、どうしても中部地方に製鉄所が必要であるといふ、そういう長期計画の中から出てきた問題であつて、これは、私は愛知県、三重県を除いては、絶対にほかへいくところの公算はあり得ないと思つてゐる。三重県にこなければ愛知

るいはそこに行くかもしれない、こういうのです。

○小林(正)委員 突っ込んで聞いても、なかなか次官もお話しにならぬと思いますし、あるいは御存じないかと思ひますので、私もこれ以上聞こうと思ひませんが、要するに将来のこうした工場立地条件をきめる場合には、先ほど私が申し上げたように、十分二つの施策というものがタイムリーに、総合的に行われなければならぬということ、それからそのことが地元の住民などに大きな被害を与えないようにしていただきたいということ、それからせつかくの審議会をお作りになるのだから、その審議会のメンバーの中には、十分そりした工場を建てるという立場の人たちだけでなしに、逆の立場、それによって迷惑をこうむる人たちも審議会のメンバーに入れて、全般的な立場に立つてこの問題を処理していただきたいということを要望いたしましたので、私の質問を終わります。

○長谷川委員長 次会は来たる三月十日火曜日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十四年三月十二日印刷

昭和三十四年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局